

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	5
・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	6
・ 信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表	8
・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	9
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	16
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	18
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	21
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	22
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	31
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	33
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	36
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	38
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	40
・ 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例を廃止する規則	41
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	42
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	46
・ 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	50
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	51
・ 取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表	56
・ 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	58

・ 発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	61
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	62
・ 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	64
・ 新株予約権証券確約書の一部改正新旧対照表	66
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	67
・ 上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表	75
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	76
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	78
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	79
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	81
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	84
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	86
・ 発行日取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表	90
・ 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	91
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正 新旧対照表	94
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特 例の施行規則の一部改正新旧対照表	95
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	97
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	99
・ 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則等を廃止する規則	102

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(有価証券)</u></p> <p><u>第1条の2 この規程(その特例を含み、これらに基づく規則を含む。)において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。</u></p> <p>(取引参加者規程等)</p> <p><u>第1条の3 (略)</u></p> <p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券</p> <p>a ~ c (略)</p> <p><u>(1)の2 内国法人の発行する新株予約権証券</u></p> <p>a 当日取引</p> <p>b 普通取引</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>第1号に定める期日以外の日で、内国法人の発行する株券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するため</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(取引参加者規程等)</p> <p><u>第1条の2 (略)</u></p> <p>(売買の種類)</p> <p>第9条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に<u>応じ</u>、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 内国法人の発行する株券<u>(内国法人の発行する新株予約権証券を含む。以下同じ。)</u></p> <p>a ~ c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>内国株券(内国法人の発行する株券。以下同じ。)</u>について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主の通知を行うため当取引所が必要と認める日</u></p>

の期日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日）

(6) 受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日（当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日）

(7) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前の日

4・5 （略）

6 発行日取引は、内国法人の発行する株券の発行者が、株主割当により新たに発行する株券について第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（受益証券を除く。）

a 内国株券（内国法人の発行する株券及び内国法人の発行する新株予約券証券をいい、優先株を除く。以下、この号において同じ。）は、上場会社（当取引所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引

(6) 受益証券について、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前（休業日を除く。）の日

(7) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除く。）の日

4・5 （略）

6 発行日取引は、内国株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で当取引所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当により発行される新株券に係る売買開始日について、当取引所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（売買単位）

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 株券（受益証券を除く。）

a 内国株券（優先株を除く。）は、上場会社（当取引所の上場株券（受益証券を除く。）の発行者をいう。以下同じ。）が単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。ただし、当取引所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

所が特に指定した銘柄については、当取引所が定めるところによる。

b・c (略)

(2)・(4) (略)

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は受益証券の発行者が株式(受益権を含む。)の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合

(1)の2～(5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(3) (略)

(4) 有価証券ミニ投資(取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。)に係る買付け

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買

b・c (略)

(2)・(4) (略)

(売買の停止)

第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は受益証券の発行者が株式(受益権を含む。)の併合又は分割等のため、株券の提出を求め場合で、当取引所が必要があると認める場合

(1)の2～(5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1)～(3) (略)

(4) 有価証券ミニ投資(取引参加者があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない有価証券について、保管振替機構の証券保管振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。)に係る買付け

(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させ

付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。
- 2 内国法人の発行する株券について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前の日における普通取引は、売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。
- 3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日取引については、なお従前の例による。

る行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け

a・b (略)

(6)～(14) (略)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の<u>3</u>第1項の規定に基づき、当取引所の取引参加者に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金の預託等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の<u>2</u>第1項の規定に基づき、当取引所の取引参加者に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(信認金の預託等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> <u>信認金は、当取引所が定めるところに従い、有価証券をもって代用預託することができる。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第2項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(金融商品債務引受業を行う者の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>第7条及び第8条 削除</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>第10条及び第11条 削除</u></p> <p>(削る)</p> <p>(発行日取引の売買契約の解消等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>第29条 削除</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の2第2項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る清算及び決済に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(有価証券債務引受業を行う者の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(決済物件の制限)</u></p> <p>第7条 株式の併合、分割又は端数等無償割当て(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。)に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、当該上場会社の株券の売買の決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p><u>(有価証券の組合せ)</u></p> <p>第8条 非清算参加者が、指定清算参加者に引き渡す有価証券の券種の組合せについては、当取引所が定めるところによるものとする。</p> <p>第10条 削除</p> <p><u>(商号変更の場合の決済物件)</u></p> <p>第11条 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以降の株券の売買の決済については、当取引所が定める期間に限り、当取引所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>(発行日取引の売買契約の解消等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、新株予約権証券について準用する。</p> <p><u>(有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者)</u></p> <p>第29条 取引参加者は、信託金を有価証券をもって代用</p>

する場合の当該有価証券の授受を、次項の規定により選任した有価証券取扱責任者又は第3項の規定により選任した有価証券取扱者によって行わなければならない。

2 取引参加者は、信託金を有価証券をもって代用する場合の有価証券の授受に関する業務の統括に当たらせるため、当取引所の承認を受けて、その役員又は従業員のうちから有価証券取扱責任者1人を選任しなければならない。

3 取引参加者は、当取引所の承認を受けて、有価証券取扱者を選任することができる。

4 当取引所は、有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者を適当でないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

5 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者が、信託金を有価証券をもって代用する場合の有価証券の授受を行う場合には、当取引所が交付する記章を着用していなければならない。

6 第2項及び第3項に規定する有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者の選任等並びに前項の記章に関し必要な事項については、当取引所が規則により定める。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

信用取引・貸借取引規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の2第3項の規定に基づき、当取引所の市場における有価証券の売買に係る信用取引及び取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定するIPO取引参加者をいう。以下同じ。）が当取引所の市場における有価証券の売買の決済のために当取引所が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から当取引所の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）に関して、必要な事項を定める。</p> <p>2・3 （略）</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の3第4項の規定に基づき、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(預託証券を除く。)の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券(外国株券を除く。)についての<u>指定振替機関</u>(当取引所が指定する振替機関(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いに関する事項</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第1条の2第4項の規定に基づき、有価証券の上場、上場有価証券の発行者の適時開示、上場廃止その他上場有価証券に関して必要な事項を定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(当取引所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、<u>記名・無記名の別</u>、種類、発行数、<u>額面金額がある場合にはその金額</u>、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(預託証券を除く。)の銘柄、<u>記名・無記名の別</u>、種類、発行数、<u>額面金額がある場合にはその金額</u>及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券(外国株券を除く。)についての<u>指定保管振替機関</u>(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号</p>

に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7)~(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで、第8号及び第10号の2に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号、第3号及び第8号に掲げる書類

b・c (略)

(3) 株券上場審査基準第6条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第4号まで及び第8号に掲げる書類

b・c (略)

(4) (略)

4~6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レ

に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請に係る有価証券の見本

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(6)の2 (略)

(7)~(11) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで、第8号及び第10号の2に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第4号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号、第4号及び第8号に掲げる書類

b・c (略)

(3) 株券上場審査基準第6条第3項第1号、第3号又は第5号に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる書類

b・c (略)

(4) (略)

4~6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあっては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レ

ビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～11（略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)（略）

ビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社である場合には、この限りでない。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～11（略）

（適時開示に係る宣誓書等）

第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1)（略）

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(当取引所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他当取引所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(新株券等の上場申請)

第9条 上場会社が発行者である株券又は新株予約権証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、当取引所が定める事項を記載した「有価証券上場申請書」を提出するものとする。

2 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合における上場申請の取扱いは当取引所が定める。

3 当取引所は、第1項の上場申請により、株券又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(同一種類の株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類のものである場合には、原則として上場を承認

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(当取引所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他当取引所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(新株券等の上場申請手続)

第9条 当取引所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で当取引所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した当取引所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(2) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項

(3) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況

(4) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 当取引所は、前項(その特例を含む。)の規定により上場申請のあった有価証券の発行者がセントレックスに係る上場制度に基づき上場する有価証券(以下「セントレックス上場銘柄」という。)の発行者である場合は、当該上場申請はセントレックスへの上場申請とみなす。

(新設)

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、当取引所の上場株券の発行者が新たに発行する株券(以下「新株券」という。)である場合には、原則

するものとし、その上場の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社（上場外国会社を除く。）が有償株主割当により新たに発行する株券のうち当取引所が定めるものは、当取引所が定めるところにより発行日取引により上場する。

(2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、当取引所が定める基準に適合するときは、その発行された時に上場株券に追加して上場する。

(3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行された時に、上場株券に追加して上場する。

(削る)

(削る)

(全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄に係る株式と引換えに交付される株式に係る株券である場合には、当取引所が定める基準に

として上場を承認するものとする。ただし、当該株券が株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第9号から第12号まで（外国株券にあっては同条第2項第4号及び第5号とする。）に適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同項第19号に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

2 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として次の各号に適合するとき（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、次の各号に準ずる基準に適合するとき）に上場を承認するものとする。

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。

3 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、当取引所が定める確約書を提出するものとする。

(新設)

適合するときに上場を承認するものとする。

(新株予約権証券の上場)

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

2 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、当取引所が定める当取引所所定の「確約書」を提出するものとする。

(変更上場申請)

第11条 第9条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類若しくは額面金額がある場合にはその金額を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

2 当取引所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その変更上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第4号、第6号から第10号まで及び第11号に限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(新設)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には、当取引所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 当取引所は、第9条の上場申請により、当該有価証券を上場する場合及び前項の規定により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号、第6号の2から第10号まで及び第11号に限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券上場申請書」とあるのは「上場市場の変更申請書」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(新株券等の所属部)

第14条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第10条の2の規定の適用を受けて上場した株券は、当該株券と引換えに上場廃止となった株券の所属部と同一とする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第22条 第10条の2の規定の適用を受けて上場した株券に係る上場市場の変更、所属部の指定及び指定替え並びに上場廃止の審査において当取引所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(新株券等の所属部)

第14条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項の適用を受けて上場した株券(株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)は、当該株券と引換えに上場廃止となった株券の所属部と同一とする。

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第22条 第10条第1項の適用を受けて上場した株券(株券上場廃止基準第2条第1項第18号(同第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る上場市場の変更、所属部の指定及び指定替え並びに上場廃止の審査において当取引所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>指定振替機関</u>における取扱い <u>当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 株券の様式</u> <u>株券について、当取引所の定める様式に適合していること又は当取引所の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会において決議済みであること。</u></p> <p>(10)の2 (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>指定保管振替機関</u>における取扱いに係る同意 <u>当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を行っていること又は上場の時までに当該同意を行う見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(上場市場の変更審査)</p> <p>第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第10号を除く。)及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。</p>	<p>(上場市場の変更審査)</p> <p>第7条 第2条第1項並びに第4条第1項(第10号の2を除く。)及び第2項の規定は、セントレックスからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時」とあるのは「上場市場の変更の時」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、第4条第1項第8号d中「上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあつては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと」と読み替えるものとする。</p>

付 則（平20．4．1）

- 1 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第10号（第4条第3項、第6条第1項第5号及び同条第3項による場合を含む。）の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則（平20．4．1）

- 1 （略）
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第10号の2（第4条第3項、第6条第1項第5号及び同条第3項による場合を含む。）の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項及び第7項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a c (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>a d</u> (略)</p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> (略)</p> <p><u>a g</u> (略)</p> <p><u>a h</u> aから前<u>a g</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国株券の発行者(以下「上場外国会社」という。)に対するこの項、次項、<u>第4項、第5項及び第9項</u>の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a c (略)</p> <p><u>a d 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> (略)</p> <p><u>a g</u> (略)</p> <p><u>a h</u> (略)</p> <p><u>a i</u> aから前<u>a h</u>までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p>

(1) 第2条第1項第1号aからa hまでに掲げる事項

(2)～(9) (略)

(9)の2 発行者による総株主通知請求

(10)～(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第8条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するものとする。

(削る)

(株主への発送書類の提出)

第13条 上場外国会社は、株主に対して発送する書類をその発送日前に当取引所に提出するものとする。

(削る)

(公告に係る情報の広範な周知)

第16条 (略)

(1) 第2条第1項第1号aからa iまでに掲げる事項

(2)～(9) (略)

(新設)

(10)～(13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第8条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を当取引所に通知するとともに、当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は交付するものとする。

(有価証券の見本の提出)

第12条 上場有価証券の発行者(上場外国会社を除く。)は、新たに有価証券を発行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、発行及び変更の際して所定の様式により作成し、その見本を当取引所に提出するものとする。

(株主への発送書類の提出)

第13条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその発送日前に当取引所に提出するものとする。ただし、上場外国会社が株主に対して発送する書類のうち、当取引所が定める書類については、提出を要しないものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第16条 上場会社(上場外国会社を除く。)は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を名古屋市内又は当取引所の定める場所のいずれかに設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第16条の2 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) <u>指定振替機関</u>における取扱い</p> <p><u>当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</u></p> <p>(17)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) <u>指定保管振替機関</u>における取扱いに<u>係る同意の撤回</u></p> <p><u>上場会社が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p>(17)~(19) (略)</p> <p>2 (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券)</p> <p>第2条の2 <u>この準則(その特例を含み、これらに基づく規則を含む。ただし、第3章第3節の2を除く。)</u>において、株券その他の有価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融商品取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する株券その他の有価証券及び同条第2項の規定により当該株券その他の有価証券とみなされる権利をいう。</p> <p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国法人の発行する株券(以下「外国株券」という。)の売買又は外国法人の発行する新株予約権証券(以下「外国新株予約権証券」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) 株券(内国株券(内国法人の発行する株券及び日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券(以下「受益証券」という。)をいう。以下同じ。)及び外国株券をいう。第38条を除き以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p>	<p>(新設)</p> <p>(外国証券取引口座に関する約款の交付等)</p> <p>第3条の2 取引参加者は、顧客から外国株券の売買又は外国法人の発行する新株予約権証券(以下「外国新株予約権証券」という。)の売買の委託を受け第26条の規定により口座を設定しようとするときは、当該顧客に取引参加者の定める外国証券取引口座に関する約款を交付し、当該顧客から当該約款に基づく口座の設定を申し込む旨を記載した申込書の提出を受けるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) 株券(内国株券(日経300株価指数連動型上場投資信託(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第3条の2に規定する特定株式投資信託となる証券投資信託に限る。))の受益証券(以下「受益証券」という。)を含む。第38条を除き以下同じ。)及び外国株券をいう。以下同じ。)について、取引所の定める配当落又は権利落の期日</p>

(2) ~ (4) (略)

(5) 第1号に定める期日以外の日で、内国株券(受益証券を除く。)について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)に基づく総株主通知が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主を確定するための期日の3日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(6) 受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(7) 利付債券(国債証券を除く。)について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日

3 ~ 5 (略)

第19条及び第20条 削除

(2) ~ (4) (略)

(5) 内国株券(受益証券を除く。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)に基づく実質株主の通知を行うため取引所が必要と認める日

(6) 受益証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除外。)の日

(7) 利付債券(国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除外。)の日

3 ~ 5 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第19条 取引参加者に売付けの委託(受益証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせ

<p>(削る)</p>	<p>せたもの</p> <p>(3) <u>転換社債型新株予約権付社債券の売付けについて</u> <u>は、売買単位の額面金額の券種の転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託</u> <u>(受益証券の売付けの委託を除く。)</u>において、<u>受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p> <p>(株式数が読み替えられる株券の取扱い)</p> <p>第20条 <u>顧客は、株式の併合、分割又は端数等無償割当て</u> <u>(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第88条第2項に規定する端数等無償割当てを言う。以下同じ。)</u>に伴い<u>株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。</u></p>
<p>第22条から第24条まで <u>削除</u></p>	<p>第22条 <u>削除</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>第23条 <u>削除</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第24条 <u>上場会社(取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。)</u>が<u>商号変更を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。</u></p>
<p>(保管振替機構等の規則の適用)</p> <p>第25条 <u>内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券</u> <u>又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(株式会社保管振替機構等の規則の適用)</p> <p>第25条 <u>内国株券(受益証券を除く。以下次条において同じ)又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>内国法人の発行する新株予約権証券(以下「内国新</u></p>

(削る)

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から内国株券、内国法人の発行する新株予約権証券又は債券(国債証券を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

2 取引参加者は、顧客から外国株券又は外国新株予約権証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受け渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。

(削る)

3 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座との間の振替(非課税扱いの条件が付さ

株予約権証券」という。)の売買の受託に関し顧客が日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座の振替により内国新株予約権証券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

5 受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第26条 取引参加者は、顧客から内国株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

2 取引参加者は、顧客から外国株券又は外国新株予約権証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受け渡しを、その口座の振替により行うものとする。

3 取引参加者は、顧客から債券(国債証券及び転換社債型新株予約権付社債券を除く。)又は受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座の振替(非課税扱いの

れた売買の決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。)により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(削る)

(寄託証券の返還の申出)

第28条 (略)

2 取引参加者は、顧客から前項の申し出を受けたときは、当該寄託証券と同一銘柄の外国証券を返還するものとする。この場合においては、当該外国証券につき共有権を有する他の者と協議することを要しない。

(配当等の処理)

第28条の4 寄託証券に係る配当等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含む。以下この節において同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであると取引所が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せ

条件が付された売買の決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。)により行うものとする。ただし、顧客が当該取引参加者以外の者に開設している同法に基づく口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

5 取引参加者は、顧客から内国新株予約権証券の売買の委託を受けた場合において、取引参加者が当該顧客のために日本証券決済株式会社が定める業務細則に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る内国新株予約権証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付内国新株予約権証券を交付しない旨又は買付内国新株予約権証券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(寄託証券の返還の申出)

第28条 (略)

2 取引参加者は、顧客から前項の申し出を受けたときは、寄託証券と同一銘柄の外国証券を返還するものとする。この場合においては、当該外国証券につき共有権を有する他の者と協議することを要しない。

(配当等の処理)

第28条の4 寄託証券に係る配当等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 株式配当(源泉徴収税(寄託証券の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下この節において同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含む。以下この節において同じ。)の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱う。

a 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであると取引所が認める場合以外の場合

決済会社が寄託証券について株式配当に係る株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる

られる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであり取引所が認める場合

顧客は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとする。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払うものとする。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払うものとする。

(4) (略)

2～4 (略)

5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、顧客の負担とし、配当金から控除するなどの方法により顧客から徴収する。

6 (略)

7 決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第28条の5 寄託証券に係る新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式の割当を受ける権利をいう。以下この節において同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

源泉徴収税額相当額を支払わないときの株式配当に係る株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。ただし、顧客が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

b 寄託証券が取引所を主たる市場とするものであり取引所が認める場合

顧客は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとする。ただし、1株未満の株券は決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ顧客あてに支払う。

(4) (略)

2～4 (略)

5 第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収された場合には、当該費用は顧客の負担とし、配当金から控除するなどの方法により顧客から徴収する。

6 (略)

7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、決済会社は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとする。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとする。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第28条の5 寄託証券に係る新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式の割当を受ける権利をいう。以下この節において同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 寄託証券の発行者が発行する当該寄託証券以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとする。ただし、顧客が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

(4)～(6) (略)

(議決権の行使)

第28条の7 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該寄託証券に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同項

(3) 寄託証券の発行者が発行する当該寄託証券以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し顧客が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、取引参加者を通じ外国証券取引口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し顧客が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分する。ただし、顧客が寄託証券の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとする。

(4)～(6) (略)

(議決権の行使)

第28条の7 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、寄託証券の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は顧客が当該寄託証券に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、決済会社は、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができる。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第38条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第43条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第

第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) ~ (13) (略)

3 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 (略)

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式（受益権を含む。第47条及び第48条において同じ。）の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第47条 株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

1 項第5号に掲げる有価証券又は同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの（以下この号において「社債券」という。）であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。）

100分の85

(6) ~ (13) (略)

3 (略)

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第41条 (略)

2 第48条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第47条 株式分割等による株式を受ける権利（株式分割による株式（受益権を含む。）を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。）新株予約権（募集株式の割当てを受ける権利及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。）又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第52条 (略)

2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有し、又は振替法に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

付 則

1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。

2 内国株券(受益証券を除く。)について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前(休業日を除外する。)の日に成立した普通取引における顧客の受渡時限に係る第10条第1項の規定の適用については、同項中「4日目」とあるのは「5日目」とする。

3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第52条 (略)

2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則
の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第20条 削除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。</p> <p>2 内国法人の発行する株券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通</p>	<p><u>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</u></p> <p>第20条 <u>取引参加者に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う終値取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</u></p> <p><u>(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの</u></p> <p><u>(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの</u></p> <p><u>(3) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、額面金額が売買単位の券種の転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p><u>2 前項第1号の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p>

知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除く。）の日における終値取引に係る第5条第2号及び第19条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「4日目」とあるのは「5日目」とする。

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第6条 相対交渉市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券</p> <p>株券上場審査基準第2条及び第4条から第6条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第3条又は転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第3条の規定に適合していること。この場合において、当該新規上場申請者が第3条第2項前段に規定する市場への上場を申請していない場合には、前段に掲げる規定の他、相対交渉市場への上場を申請する日において、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が定める株券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する上場廃止の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない相対交渉市場の上場株券について、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所における上場が廃止される場合には、相対交渉市場における上場を廃止するものとする。</p> <p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号(第6号を除く。)に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第6条 相対交渉市場への上場審査については、次の各号に掲げる基準により行うものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者の上場申請に係る有価証券</p> <p>株券上場審査基準第2条及び第4条から第6条、優先株に関する有価証券上場規程の特例第3条又は転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第3条の規定に適合していること。この場合において、当該新規上場申請者が第3条第2項前段に規定する市場への上場を申請していない場合には、前段に掲げる規定の他、相対交渉市場への上場を申請する日において、東京又は大阪証券取引所が定める株券及び転換社債型新株予約権付社債券に関する上場廃止の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(上場廃止基準)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項前段に規定する市場に上場していない相対交渉市場の上場株券について、東京証券取引所又は大阪証券取引所における上場が廃止される場合には、相対交渉市場における上場を廃止するものとする。</p> <p>(相対交渉取引の決済日)</p> <p>第11条 相対交渉取引は、次の各号のいずれかの日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(業務規程(以下「規程」という。)第9条第3項各号(第6号を除く。)に掲げる日の売買については、5日目の日)。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第4項又は第5項に</p>

定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日とする。

（相対交渉取引の停止）

第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、相対交渉取引を停止することができる。

(1) 相対交渉取引の対象となる銘柄について、当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所の売買立会による売買の停止が行われた場合において、当取引所が必要と認める場合

(2)～(5)（略）

第28条 削除

定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の売買については5日目の日とする。

（相対交渉取引の停止）

第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、相対交渉取引を停止することができる。

(1) 相対交渉取引の対象となる銘柄について、当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所の売買立会による売買の停止が行われた場合において、当取引所が必要と認める場合

(2)～(5)（略）

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第28条 取引参加者に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第11条第1号に規定する日に決済を行う相対交渉取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(3) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、額面金額が売買単位の券種の転換社債型新株予約権付社債券

2. 前項第1号の規定にかかわらず、内国株券の売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。
- 2 内国法人の発行する株券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除く。）の日における相対交渉取引に係る第11条第2号及び第27条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「4日目」とあるのは「5日目」とする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第6号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 当該株券の見本</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から第7号までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからgまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>d 当該銘柄(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関(当取引所が指定する振替機関(振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p><u>e (略)</u></p> <p><u>f (略)</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからgまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 当該株券が当取引所の定めるところに従って作成されているものであること。</u></p> <p><u>e 当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項に掲げるものに該当する場合には、指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p><u>f (略)</u></p> <p><u>g (略)</u></p>

(上場廃止基準)

第 5 条 (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄 (振替法第 2 条第 1 項に掲げるものに限る。) が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) ・ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

(上場廃止基準)

第 5 条 (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄 (保振法第 2 条第 1 項に掲げるものに限る。) の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第 6 条の 2 に規定する同意を撤回した場合

(6) ・ (7) (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場申請銘柄の発行者が、上場会社であること。</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>c 当該銘柄(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関(当取引所が指定する振替機関(振替法第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p><u>d 当該銘柄の額面金額が500万円、400万円、300万円、200万円、100万円、50万円又は10万円</u></p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場申請銘柄の発行者が、上場会社であること。</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、当取引所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。</u></p> <p><u>d 当該銘柄が指定保管振替機関(当取引所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p>(新設)</p>

のいずれかであること。

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

(削る)

b 額面金額が500万円、400万円、300万円、200万円、100万円、50万円又は10万円のいずれかであること。

c (略)

d 前項第2号b、c及びeに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)~(4) (略)

(5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなったとき。

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、当取引所が定めるところに従って作成されているものであること。

(新設)

c (略)

d 前項第2号b、d及びeに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場
 規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</u></p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第10条 投資信託委託会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該受益証券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 受益証券について、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>受益証券の発行者が受益証券について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p>(5) (略)</p>

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に
関する業務規程及び有価証券上場規程の特例を廃止する規則

株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の
特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第3条及び第4条 <u>削 除</u></p> <p>(削る)</p> <p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、<u>保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)</u>の日とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第12条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤の</p>	<p>(<u>保管振替機構が実質株主の通知を行うために当取引所が必要と認める日</u>)</p> <p>第3条 規程第9条第3項第5号に規定する当取引所が必要と認める日は、当該内国株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)において、各事業年度の開始の日から起算して<u>6か月を経過した日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)</u>の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。</p> <p>第4条 <u>削 除</u></p> <p>(発行日取引の期間)</p> <p>第5条 規程第9条第6項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、<u>次の各号に定める日</u>とする。</p> <p>(1) <u>新株券(新株予約権証券を除く。)</u>の発行日取引</p> <p>a <u>株主割当により発行される場合</u> <u>全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u></p> <p>b <u>一般募集により発行される場合</u> <u>全引受人に対する当該新株券交付の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)</u></p> <p>(2) <u>新株予約権証券の発行日取引</u> <u>株主が請求により即日新株予約権証券を取得し得る状態の日又は全株主に対する当該新株予約権証券発送の日から起算して10日を経過した日の3日前の日</u></p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第12条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤の</p>

ある注文により次の a から d までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所が定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券（内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。）

第21条第1項第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

b 外国株券

(a) 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。以下同じ。）

第21条第1項第2号に定める数量

(b)（略）

c 転換社債型新株予約権付社債券

第21条第1項第3号に定める金額

(2)（略）

2 （略）

（株券の売買単位）

第14条 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明している場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者

ある注文により次の a から d までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第19条第5号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所が定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券

第21条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量）

b 外国株券

(a) 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。以下同じ。）

第21条第2号に定める数量

(b)（略）

c 転換社債型新株予約権付社債券

第21条第3号に定める金額

(2)（略）

2 （略）

（株券の売買単位）

第14条 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第8項の規定による開示において、一定期間内に単元株式数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを

からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第15条 規程第15条第3号に規定する債券の売買単位は、額面金額とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第16条 規程第15条第4号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

(取得対価の変更期日等)

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日)及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日)(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日前に売買が開始された新

定めていない場合その他の場合で、当取引所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて当取引所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第15条 規程第15条第4号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第16条 規程第15条第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面500万円券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。

(取得対価の変更期日等)

第18条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) (略)

株予約権証券に係る発行日取引については、なお従前の例による。

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株及び受益証券を除く。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(m)の4 (略)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第19号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項目の各号又は第2条の2各項目の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(15)aに該当する場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場優先株が次のいずれかに該当する場合に</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先株及び受益証券を除く。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(m)の4 (略)</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第2条第1項第19号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)<u>(株券の不正発行の場合を除く。)</u>に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</p> <p>(o)・(p) (略)</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条各項目の各号又は第2条の2各項目の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条第1項各号(同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い6(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(15)aに該当する場合<u>及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)</u>には、当該株券を整理ポストに割り当てる。ただし、株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第4号又は第6条第3項第2号若しくは第4号の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場優先株が次のいずれかに該当する場合に</p>

は、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (a)の3 (略)

(b) 優先株特例第5条第2項第7号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(c) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株特例第5条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)・(b) (略)

(c) 上場受益証券の発行者が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例(以下「受益証券特例」という。)第10条第1項第3号に規定する書類に虚偽の記載を行った場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(c)の2 (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第5号に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

は、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) ~ (a)の3 (略)

(b) 優先株特例第5条第2項第7号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(c) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株特例第5条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)・(b) (略)

(c) 上場受益証券の発行者が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例(以下「受益証券特例」という。)第10条第1項第4号に規定する書類に虚偽の記載を行った場合、又はこれに該当すると認められる相当の事由があると当取引所が認める場合

(c)の2 (略)

(d) 受益証券特例第10条第2項第5号(受益証券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場受益証券が受益証券特例第10条第1項各号(第1号及び第2号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。)又は同条第2項各号(第3号の場合及び第5号のうち受益証券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理ポストに割り当てる。

(4) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理ポ

(4) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新

ストに割り当てる。

株予約権付社債券を整理ポストに割り当てる。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>内国株券(内国法人の発行する株券、内国法人の発行する新株予約権証券及び受益証券をいう。以下同じ。)</u></p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(基準値段)</p> <p>第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 内国株券</p> <p>前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)の当該銘柄の最終値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)とする。ただし、業務規程第25条第1項の規定により定める株券の配当落等の期日又は同第26条の規定により定める取得対価の変更期日の基準値段は、別表「基準値段算出に関する表」により算出した値段とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第5条から第11条まで 削除</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第5条 規程第13条第3項の規定により、信託金の代用として、当取引所に預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。) 100分の70</p> <p>(2) 国債証券 100分の95</p> <p>(3) 地方債証券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。) 100分の85</p> <p>(4) 特別の法律により法人の発行する債券 政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの 100分の90 その他のもの 100分の85</p> <p>(5) 国内の金融商品取引所に上場されている社債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。以下同じ。))及び交換社債券(法第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際し</p>

て元引受契約が金融商品取引業者により締結された
ものに限る。) 100分の85

(6) 国内の金融商品取引所に上場されている転換社債
型新株予約権付社債券又は国内の金融商品取引所に
その株券が上場されている会社が発行する新株予約
権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行す
るもの(その発行に際して元引受契約が金融商品取
引業者により締結されたものに限る。) 100分の80

(7) 国内の金融商品取引所に上場されている交換社債
券(その発行に際して元引受契約が金融商品取引業
者により締結されたものに限る。) 100分の80

(8) 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第
2条の11に定める債券である円貨債券(その発行に
際して元引受契約が金融商品取引業者により締結さ
れたものに限る。) 100分の90

(9) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外
国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外
国債券(転換社債型新株予約権付社債券及び交換社
債券以外のものであって、かつ、その発行に際して
元引受契約が金融商品取引業者により締結されたも
のに限る。) 100分の85

(10) 投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。
以下同じ。)及び投資証券(国内の金融商品取引所
に上場されているもの及び投資信託協会が前日(休
業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同
じ。)の時価を発表するものに限る。)

公社債投資信託の受益証券 100分の85

その他のもの 100分の70

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、
当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定す
る転換社債型新株予約権付社債券、同項第7号に規
定する交換社債券並びに同項第10号に規定する投資
信託受益証券及び投資証券のうち国内の金融商品取
引所に上場されているもの

国内の金融商品取引所における最終価格(呼値に関
する規則第12条若しくは第13条の規定により気配表
示が行われているとき又は国内の他の金融商品取引
所において気配表示が行われているときは、当該最
終気配値段)

(2) 前項第10号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの
投資信託協会が発表する時価

(3) 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券
金融商品取引業協会が発表する売買参考統計値のうち
平均値。ただし、売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場
されているものについては、その最終価格（呼値に
関する規則第12条、同第13条、国債証券に関する業
務規程の特例の施行規則第3条第2号から第5号ま
で及び外国債券に関する業務規程の特例の施行規則
第6条第1号gからjまで（同条第2号b及び第3
号の規定により準用する場合を含む。）の規定によ
り気配表示が行われているとき又は国内の他の金融
商品取引所において気配表示が行われているとき
は、当該最終気配値段）

3 第1項第2号から第9号まで（第7号を除く。）に掲
げる有価証券については、国内の金融商品取引所に上
場されているもの及び金融商品取引業協会が売買参考
統計値を発表するものに限る。

（端数金額の調整）

第6条 前条第1項各号に掲げる有価証券について、預
託日の前々日における時価に当該各号に定める率を乗
じた場合の端数金額の調整は次のとおりとする。

(1) 同項第1号に規定する株券並びに同項第10号に規
定する投資信託受益証券及び投資証券については、
円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

(2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券について
は、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。

（国債証券の取扱い）

第7条 第5条第1項第2号に規定する国債証券を預託
する場合においては、本券による預託のほか社債等の
振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日
本銀行に開設された当取引所名義の口座への振替によ
り預託することができるものとする。

2 前項において、取引参加者は、利払期日前2日間
（銀行休業日を除外する。）における口座振替による国

（削る）

（削る）

	<p><u>債証券の預託又は返戻の請求を行うことができない。</u></p> <p><u>(転換社債型新株予約権付社債券の取扱い)</u></p> <p><u>第 8 条 取引参加者が第 5 条第 1 項第 6 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券を預託する場合には、保管振替機構に設けられた当取引所名義の口座に振替を行うものとする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(被合併会社株券等の代用の取扱い)</u></p> <p><u>第 9 条 合併の場合において清算・決済規程第 10 条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同第 11 条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券 (名称変更前の受益証券を含む。) は、決済物件として認められている期間に限り、信認金代用有価証券につき、株券 (投資信託受益証券を含む。第 10 条において同じ。) に代わるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている被合併会社 (会社以外の法人を含む。) 株券 (優先出資証券及び投資証券を含む。) 及び商号変更 (名称変更を含む。) 前の株券 (優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。) について準用する。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(代用有価証券からの除外)</u></p> <p><u>第 10 条 国内の金融商品取引所に上場されている株券 (優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。) が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合 (次の各号に掲げる場合を除く。) には、該当した日の翌日 (休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。) から、当該株券及び当該株券 (当該投資信託受益証券を除く。) の発行者が発行する社債券を、信認金代用有価証券から除外する。</u></p> <p><u>(1) 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合</u></p> <p><u>(2) 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合</u></p>

(3) その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

2 前項の規定は、信託金代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

(代用有価証券の制限)

第11条 取引参加者が当取引所に信託金の代用として預託する株券は、当該取引参加者の名義のもの(保管振替機構が保管振替業において取り扱う株券を同機構の口座の振替により預託する場合は、当該取引参加者の自己分)に限るものとする。

(削る)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

取引の信義則に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(株式会社東京証券取引所における上場株券(内国法人の発行する株券(無議決権株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会における議決権が制限されている株式に係るものをいう。)、議決権の少ない株式(複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式をいう。)、優先株及び子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(裁定取引に関する行為)</p> <p>第5条 第3条第2号に規定する裁定取引に関する行為とは、取引参加者が行う次の各号に掲げる行為をいうものとする。</p> <p>(1) 東証株価指数(東京証券取引所における上場株券(内国法人の発行する株券(新株予約権証券、優先株及び子会社連動配当株(発行者がその連結子会社の業績、配当等に応じて株主に剰余金配当を支払うことを内容とする種類株をいう。)を除く。)に限る。)のうち市場第一部銘柄を対象とする時価総額方式の株価指数であって、同所が算出するものをいう。以下同じ。)が前日の最終の東証株価指数を次項に定める変動幅を超えて下回った場合において、当該変動幅を超えて下回った時から東証株価指数と前日の最終の東証株価指数との差が第3項に定める変動幅以内となるまで(午後立会(半休日においては、午前立会。以下同じ。)終了時まで)に当該変動幅以内とならなかった場合には、午後立会終了時まで)の間に、株券について、自己又は当該取引参加者の子会社・親会社若しくは金融商品取引業を営む関係会社の計算による裁定取引に係る売付け(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。)を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2~4 (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2条から第5条まで <u>削除</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、<u>クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日</u></p>	<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 <u>規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>内国法人の発行する株券は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</u></p> <p>(2) <u>新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>(3) <u>転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)については、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、内国法人の発行する株券の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第5条 <u>規程第11条(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する当取引所が定める期間は、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する当取引所が定めるものは、商号変更前の株券とする。</u></p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 非清算参加者は、<u>内国法人の発行する株券及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第9条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)の普通取引、立会外分売に係る売</u></p>

においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) 株主（受益者を含む。）を確定するための基準日等の日

(2) 優先株（業務規程第9条第3項第2号に規定する優先株をいう。）の発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日（取得請求権付株式について当該前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の行使条件での行使請求が可能な期間の最終日）

(3) （略）

（削る）

買、立会外買付に係る売買、終値取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う終値取引及び相対交渉市場特例第11条第2号に規定する日に決済を行う相対交渉取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券（国債証券を除く。以下この項において同じ。）の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目（新株予約権証券については2日目）の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1) 株主（受益者を含む。）の権利を確定するための基準日等の日

(2) 優先株（業務規程第9条第3項第2号に規定する優先株をいう。）の発行者の定める転換条件の取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日

(3) （略）

(4) 内国法人の発行する株券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法（平成17年法律第86号）第454条第5項に規定する中間配当に係る基準

(4) (略)

(5) 利付債券(国債証券を除く。)の利払期日の前日

3 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

日を定めている場合を除く。)において、各営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

(5) (略)

(6) 利付債券(新株予約権付社債券等を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

3 (略)

発行日取引の売買証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、<u>外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。</u>) 100分の70</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その預託の際における代用価格は、当該預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下次条において同じ。)に当該各号に定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(受益証券を除き、<u>優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)</u>を含む。) 100分の70</p> <p>(2)~(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(被合併会社株券等の代用の取扱い)</u></p> <p>第5条 <u>合併の場合において清算・決済規程第10条の規定により決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更の場合において同第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券は、決済物件として認められている期間に限り、売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている被合併会社(会社以外の法人を含む。)株券(優先出資証券及び投資証券を含む。)及び商号変更(名称変更を含む。)前の株券(優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券を含む。)について準用する。</u></p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないとする場合を除く。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場株式数が1万単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。)を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。)を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなる場合を除く。))。</p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、こ</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないとする場合を除く。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場株式数が1万単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。)を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議により既に取得している自己株式の数を除く。)を上場株式数から減じた結果第6条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなる場合を除く。))。</p> <p>(3)~(10) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に</p>

れを貸借銘柄に選定するものとする。

7 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹³aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

選定するものとする。

7 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹⁴aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2)・(3) (略)

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、<u>新株式を移転</u>することにより処理することができるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株式を移転</u>することにより処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定により取引参加者が<u>新株式</u>又は新株予約権を移転することとなった場合は、取引参加者は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が当取引所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。)を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいう。)とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、<u>新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。)</u>を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき当取引所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、取引参加者がこれに応じることができるときは、取引参加者は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株券を引き渡す</u>ことにより処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前3項の規定により取引参加者が<u>新株券</u>を引き渡し又は新株予約権を移転することとなった場合は、取引参加者は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。</p> <p>5 (略)</p>

(新株式等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

(振替決済による新株予約権の授受)

第8条 第5条第2項の規定による新株予約権の授受は、新株予約権証券が当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所のうち1か所以上に上場されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(新株券等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

(振替決済による新株予約権の授受)

第8条 第5条第2項の規定による新株予約権の授受は、当該新株予約権に係る証券が当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所のうち1か所以上に上場されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。

新株予約権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>新株予約権証券確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地</p> <p>会社名 印</p> <p>代表者の役職氏名 印</p> <p>(コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1 . . 2 . . (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3 . . (略)</p> <p>(削る)</p> <p>4 . . (略)</p> <p>5 . . (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>新株予約権証券確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地</p> <p>会社名 印</p> <p>代表者の役職氏名 印</p> <p>(コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1 . . 2 . . (略)</p> <p>3 . <u>本会社は、新株予約権証券を新株予約権者の請求により発行する場合において、新株予約権者の請求があったときは、速やかに新株予約権証券を発行いたします。</u></p> <p>4 . <u>本会社は、上場新株予約権証券の取扱場所を、貴取引所の認める場所に設置いたします。</u></p> <p>5 . . (略)</p> <p>6 . <u>本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう新株予約権の行使が行われた場合に株券を遅滞なく発行します。</u></p> <p>7 . . (略)</p> <p>8 . . (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係 (1)～(6)（略） (7) 第7号に規定する<u>指定振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 （削る）</p> <p>(1) <u>第4号</u>に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a～g （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>第11号</u>に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各2部 この場合において、当該「上場申請のための四</p>	<p>1の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係 (1)～(6)（略） (7) 第7号に規定する<u>指定保管振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1) <u>第2号</u>に規定する「上場申請に係る有価証券の見本」には、<u>当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第5号</u>に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。 a～g （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>第11号</u>に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各2部 この場合において、当該「上場申請のための四</p>

半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第7項及び第8項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ i （略）

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（振替法第151条第1項第2号、第3号、第4号又は第6号の規定に基づき振替機関が総株主通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ o （略）

(4) （略）

(5) （略）

11 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、セントレックス上場銘柄である場合にはその旨及び上場年月日

半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第7項及び第8項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ i （略）

j 当取引所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第2号又は第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（保管振替機関が当該実質株主の通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ o （略）

(5) （略）

(6) （略）

11 第8条（上場契約）第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、セントレックス上場銘柄である場合にはその旨、上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

12 第9条（新株券等の上場申請）第1項関係

第1項に規定する「当取引所が定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数
- (2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項
- (3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況
- (4) 上場申請に係る株券が、株券上場廃止基準第2条第1項第18号（同基準第2条の2第1項第5号又は第2項第3号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項
- (5) 発行日取引による上場を申請する場合にはその旨

12の2 第9条（新株券等の上場申請）第2項関係

第2項に規定する上場申請の取扱いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。
- (2) 上場外国会社は、株式買取権証券の発行及びストック・オプションの付与又はこれに類するものの付与を決議した場合その他の新たに発行される外国株券について発行の都度上場申請を行うことが困難な場合には、当該株式買取権証券の買取権の行使等によって発行することとなる外国株券の数について、原則として、一括して上場申請を行うものとし、当取引所は、当該上場申請に係る外国株券を、その発行数を確認する前においても、上場すること

12 第9条（新株券等の上場申請手続）

当取引所の上場有価証券の発行者が発行者である株券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

（新設）

ができる。

13 第10条（同一種類の新株券等の上場）関係

(1) 第1号に規定する「当取引所が定めるもの」

とは、有償株主割当により新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

b 株式数が4,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(2) 第2号に規定する「当取引所が定める基準」と

は、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来するものについては、aに適合することを要しない。

a 株式数が2,000単位以上であること。

b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれること。

13 第10条（新株券等の上場）関係

(1) 発行日取引による上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は株主割当により発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日取引により上場する。

(a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること（法第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）。

(b) 株式数（新株予約権証券にあっては、新株予約権の目的である株式数）が4,000単位以上であること。ただし、名古屋周辺（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。）に事業の主体（本店、工場及び取引先の所在地などを勘案して決定する。）を有する発行会社の増資新株式である場合には基準に達しないものについても発行日取引を行うことができるものとする。

(c) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前aのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、かつ、当該公募により発行される新株券が次のcの規定により発行日取引として上場されるときは、当該株主割当により発行される新株券を、当該公募により発行される新株券と同時に、発行日取引により上場する。

c 公募により発行される新株券がaの(a)及び(c)の条件に適合し、かつ、当該公募に係る株式数が2,000単位以上である場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で当取引所が定める日から、発行日取引により上場する。

d 前cのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該公募により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、かつ、当該株主割当によ

り発行される新株券が発行日取引として上場されているときは、当該公募により発行される新株券を、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で当取引所が定める日から、当該発行日取引に追加して上場する。

e a から前 d までのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当及び公募により発行される新株券が、それぞれ a の(a)の条件に適合し、かつ、両者を合わせることにより a の(b)及び(c)の条件に適合しているときは、これを、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で当取引所が定める日から、発行日取引により上場する。

(2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は上場株券と権利関係を異にする新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、その発行された時に上場する。

(a) 株式数（新株予約権証券にあっては、新株予約権の目的である株式数）が2,000単位以上であること。

(b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前(1)又は前 a の規定により上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合の取扱い基準

他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日（基準日）が到来する増資新株券は、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(4) 新株予約権証券については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次の a から c までに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって、当取引所が定める日までとする。

a 新株予約権証券を新株予約権者の請求により発行する場合において、新株予約権者の請求あるときには、速やかに新株予約権証券を発行すること。

b 新株予約権証券の取扱場所は、名古屋市内に設置すること。ただし、当取引所が特に認めた場合は、この限りでない。

c 当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう、新株予約権の行使が行われた場合には、株券を遅滞なく発行すること。

(5) 外国会社の新株券等の上場の取扱い基準

a 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株券については、(1)及び(2)の規定にかかわらず、次のbの規定により上場するものを除き、当該新株券が払込済普通株式であって、かつ、上場株券と権利関係が同一である場合又は同一となった時に上場株券に追加して上場するものとする。

b 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株券のうち上場株券と権利関係を異にする新株券については、当該新株券が払込済普通株式であって、次に掲げる条件に適合している場合に上場するものとする。

(a) 株式数が当取引所の市場における売買単位の2,000倍の数量に相当する株式数以上であること。

(b) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

c 当取引所の上場外国株券の発行者の発行する新株予約権証券については、(1)、(2)及び前(4)の規定にかかわらず、当該発行者の上場株券がその流通の状況等から当取引所を主たる市場とするものと認められる場合であって、当該新株予約権証券が前bの(a)及び(b)（同bの(a)中「株式数が」とあるのは「新株予約権の目的である株式数が」と読み替える。）に適合しているときに上場するものとする。この場合において、新株予約権証券の上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって、当取引所が定める日までとする。

13の2 第10条の2（全部取得条項付種類株式と引換えに交付される株券の上場基準）関係

第10条の2に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号のいずれにも適合することをいう。

（新設）

(1) 株券上場審査基準第4条第1項第9号から第12号まで(外国株券にあっては同条第2項第4号及び第5号とする。)に適合する見込みがあること。

(2) 上場の時において、上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第1項第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあること。

13の3 第10条の3(新株予約権証券の上場)関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準(当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準)のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであること。

(4) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

(5) 新株予約権の目的である株式数が2,000単位以上であること。

(6) 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

14 第11条(変更上場申請)関係

第1項に規定する変更上場申請の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 上場会社(上場外国会社を除く。)は、株式の併合を行う場合には、当該変更上場日の4週間前の日までに(株式の併合に係る取締役会決議が当該変更上場日の4週間前の日より後に行われた場合にあっては、当該決議後直ちに)、変更上場申請を行うものとする。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合に

(新設)

14 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) 当取引所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け当取引所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) 当取引所は、株式若しくは新株予約権の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発

は、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場申請を行うものとする。この場合において、当取引所は、当該自己株式消却決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数について当該上場会社からの通知を受け確認したときは、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場を行うものとする。

(3) 上場外国会社は、記名株式及び無記名株式間の転換等により上場株式数を変更する場合には、遅滞なく変更上場申請を行うものとする。

15 第12条の3（上場市場の変更）関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b（略）

(2)・(3)（略）

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(3) 当取引所は、株式買取権証書の買取権の行使及びストック・オプションの行使等により発行される株券その他の新株券で発行の都度上場申請を行うことが困難な外国株券の発行が行われる場合は、発行株式数を確認する前においても、上場するものとする。

15 第12条の3（上場市場の変更）関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a・b（略）

(2)・(3)（略）

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の<u>事業の主体(本店、工場及び取引先の所在地などを勘案して決定する。)</u>が名古屋周辺以外(名古屋周辺(愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、長野県、富山県、石川県、福井県及び滋賀県をいう。))以外をいう。以下同じ。)にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等の上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社(当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。)の<u>事業の主体</u>が名古屋周辺以外にあるものについては、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(3)~(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 内国株券の上場手数料の支払期日及び徴収標準は、次の表に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 新規上場申請者(当取引所のみを上場申請を行った新規上場申請者を除く。)の<u>営業の主体</u>が名古屋周辺以外にある場合、又は新規上場申請者の上場申請した株券が、既に国内の他の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等の上場又は継続的に取引されている場合には、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(2) 上場会社が新たに発行する株券の上場申請をする場合において、当該上場会社(当取引所のみを上場している株券の発行者を除く。)の<u>営業の主体</u>が名古屋周辺以外にあるものについては、前2項に規定する上場手数料の2分の1を上場手数料とする。</p> <p>(3)~(8) (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 株式事務代行機関の設置</p> <p>a 第9号に規定する「<u>株式事務代行機関</u>」とは、<u>会社法第123条に規定する株主名簿管理人</u>であつて、<u>名義書換事務のほかに、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) 単元株式数</p> <p>第10号に規定する「<u>当取引所が適当と認める場合</u>」とは、<u>新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第10号の2に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。</u></p>	<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 株式事務代行機関の設置</p> <p>a 第9号に規定する「<u>株式事務代行機関</u>」とは、<u>株主名簿管理人であつて、名義書換事務のほかに、株券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 第9号において、<u>株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、名古屋市内に設置することを要するものとする。</u></p> <p>(10) 株券の様式</p> <p>a 第10号に規定する「<u>当取引所の定める様式に適合する株券</u>」とは、<u>次に定める要件を具備したものをいうものとする。</u></p> <p>(a) <u>印刷会社名及び多色細線模様が印刷されているものであること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の社名(又は社章)又は印刷会社があらかじめ当取引所に届出た標章のいずれかを「すきいれ」(「すかし」を入れたもの)しているものであること。</u></p> <p>b 前aに規定する印刷会社は、<u>十分な管理組織を有していることを要するものとする。</u></p> <p>c <u>上場前に発行した株券で、aに定める要件を具備していない株券がある場合には、原則として上場日までに、aに定める要件を具備した株券と取り替えるものとする。</u></p> <p>(10)の2 単元株式数</p> <p>第10号の2に規定する「<u>当取引所が適当と認める場合</u>」とは、<u>新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第10号の2に定める書面を当取引所に提出し、かつ、当取引所がやむを得ないと認める場合をいう。</u></p>

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次の a から c までに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合又は法第103条の2第1項若しくは法第106条の14第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a ~ c (略)

付 則 (平20.4.1)

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の2(10)の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(11) 株式の譲渡制限

第11号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次の a から c までに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合 (b にあつては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。) 又は法第103条の2第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a ~ c (略)

付 則 (平20.4.1)

1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、改正後の2(10)の2の規定は、平成20年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所 が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に關 する取扱い要領2(1)に規定する「上場申請のための有価 証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請 者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の 部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株 式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠 の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根 拠を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所 が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に關 する取扱い要領2(2)に規定する「上場申請のための有価 証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請 者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の 部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株 式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠 の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根 拠を記載するものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p>fの2 第2条第1項第1号a_hに掲げる事項（略）</p> <p>g～k（略）</p> <p><u>kの2 第9号の2に掲げる事項</u></p> <p>(a) <u>取締役会決議通知書又は決定通知書</u> 決議又は決定後直ちに</p> <p>(b) <u>株主確定日に関する日程表</u> 当該株主確定日の3週間前</p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>	<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～f（略）</p> <p>fの2 第2条第1項第1号a_hに掲げる事項（略）</p> <p>g～k（略）</p> <p>（新設）</p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)～(7)（略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>11 第12条（有価証券の見本の提出）関係</p> <p>(1) <u>第12条の規定により上場会社が作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>第12条の規定により提出する有価証券の見本には、当取引所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。</u></p> <p>(3) <u>上場会社が商号を変更する場合には、変更後の商号を表示した新株券を作成し、旧株券との引替えを遅滞なく行うものとする。</u></p>
<p>11 第13条（株主への発送書類の提出）関係</p> <p><u>第13条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。</u></p> <p>a 株主総会招集通知書及びその添付書類</p> <p>b 株主総会決議通知書（株主総会決議の内容が当取引所に提出する他の書類に記載されている場合</p>	<p>12 第13条（株主への発送書類の提出）関係</p> <p>(1) <u>第13条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。</u></p> <p>a 株主総会招集通知書</p> <p>b 前aに添付される会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告、監査報告書並びに会社法第301</p>

を除く。)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

(削る)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

条第1項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c 株主総会決議通知書

d 新株発行引換通知書

e 配当決議通知書

(2) 第13条ただし書に規定する「当取引所が定める書類」とは、株主総会決議の内容が当取引所に提出する他の書類に記載されている場合の「株主総会決議通知書」並びに前(1)のd及びeに掲げる書類をいうものとする。

(3) 第13条において、株主あての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合には、上場会社は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとり、当取引所に提出するにあたり延着しないように配慮することとする。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 第16条(株式の名義書換取扱所等の設置)関係

第16条において、上場会社が株式の名義書換取扱所等を変更しようとする場合には、あらかじめその通知書を提出するものとする。

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2)の2（略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）において第3条第1項第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「最近の基準日等の後、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。」と、2(3)g中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「最近の基準日等の後に公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。</p> <p>c・d （略）</p> <p>(3)の2～(9)（略）</p> <p>(10) 第5項の規定を新規上場申請者（外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(2)の2（略）</p> <p>(3) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券（外国株券を除く。）に適用する場合には、次のaからdまでのいずれにも適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 最近の基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）において第3条第1項第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、「最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「最近の基準日等の後、当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。」と、2(3)g中「当取引所が市場第一部銘柄の指定を承認する日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「最近の基準日等の後に公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う」と、「当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「公募又は売出予定書」若しくは「数量制限付分売予定書」又は同取扱い2(2)dに規定する書面」と読み替えるものとする。</p> <p>c・d （略）</p> <p>(3)の2～(9)（略）</p> <p>(10) 第5項の規定を新規上場申請者（外国会社及びセントレックスへの新規上場申請者を除く。）の上場申請に係る株券に適用する場合において、当該新規</p>

上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でないときその他当該連結会計年度の連結財務諸表を第3条第6号bの審査対象としないときは、この限りでない。

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)。ただし、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(1)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。 各2部

(b)~(e) (略)

c・d (略)

2 第3条(指定基準)第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項

上場申請者が第3条第1項第6号a又は第7号に適合していないときは、(5)から前(9)までの規定のほか、次の取扱いによるものとする。

a 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)a及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に最近3年間のうち最初の1年間に終了する連結会計年度の連結財務諸表を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でないときその他当該連結会計年度の連結財務諸表を第3条第6号bの審査対象としないときは、この限りでない。

b 新規上場申請者は、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)d、e、eの3及びfに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに3か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)は、最近3年間のうち持株会社になる前の期間における子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表)。ただし、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されるもの及び当取引所が提出を要しないものとして認めるものを除く。 各2部

(b)~(e) (略)

c・d (略)

2 第3条(指定基準)第1項関係

(1) 指定対象

a 第1項に規定する「当取引所が別に定める事項」とは、次の(a)から(e)までに定める基準をいい、当取引所は、有価証券上場規程第13条第3項

の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ (略)

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容

(1) (略)

(ロ) 許認可等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。)の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ) (略)

(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a (略)

aの2 第2号に規定する「基準日等」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。

b~g (略)

(4)~(9) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

の規定に基づき上場会社が提出する書類及び質問等に基づいて、それぞれの基準に適合するかどうか審査を行うものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 有価証券上場規程第13条第3項の規定に基づき上場会社が提出する書類のうち企業内容の開示に係るものに、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。

イ (略)

ロ 上場会社の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に関する次に掲げる内容

(1) (略)

(ロ) 許認可等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。)の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ)・(ニ) (略)

(e) (略)

b (略)

(2) (略)

(3) 株式の分布状況

a (略)

aの2 第2号に規定する「基準日等」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。

b~g (略)

(4)~(9) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱
いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。以下fからhまで及びkからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹³aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）の後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g～k (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号（同号ただし書を除く。以下fからhまで及びkからmまでにおいて同じ。）に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹⁴aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。）の後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g～k (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該</p>

再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a d に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

d (略)

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) (略)

(b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a e に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

d (略)

(6) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹³aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹⁴aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3)～(15) (略)</p>
<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹³aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い¹⁴aの2に規定する権利確定日等又は調査の日</p>	<p>2 第2条(上場廃止基準)第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い¹⁴aの2の規定により提出される株式の分布状況表に記載された株式の分布状況によるものとする。この場合において、当該株式の分布状況表の記載が同取扱い¹⁵aの2に規定する権利確定日等又は調査の日</p>

現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(5)・(6) (略)

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1)「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(8)bの(a)又は(b)に規定する合併による解散の場合(同(b)に規定する合併による解散の場合にあっては、合併に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券(同基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。)を交付する場合に限る。)に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(13)a又はbに規定する場合(同bに規定する場合にあっては、株式交換又は株式移転に際して上場会社の株主に対してその株式に代わる財産の全部又は一部として、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券又は株券上場審査基準第4条第3項第3号又

現在のものによる場合においても、当該記載は当該権利確定日等又は調査の日の直前の事業年度の末日現在のものとみなして取り扱うものとする。

d・e (略)

(5)・(6) (略)

6 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1)「当取引所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条各項の各号又は第2条の2各項の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからeまでに該当する銘柄については、当該aからeまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第1項第8号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

b (略)

c 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(13)aの規定に該当する銘柄

は第6条第3項第3号に相当する国内の他の金融商品取引所の規則の規定の適用を受け、速やかに当該金融商品取引所に上場される見込みのある株券（同基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号に規定する会社に相当する会社が発行者であるものに限る。）を交付する場合に限る。）に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d (略)

(削る)

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからcまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

(削る)

原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日に上場廃止する。

d (略)

e 第2条第1項第19号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次のaからdまでに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a～c (略)

d 次の(a)又は(b)に該当する銘柄については、当該(a)又は(b)に定めるところによるものとする。

(a) 第2条第1項第8号（同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。）のうち1(8)bの(b)の規定に該当することとなった銘柄（上場会社が合併による解散により上場廃止となる場合において、当該合併に係る新設会社又は存続会社が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このdにおいて「他市場上場会社」という。）である場合又は国内の他の金融商品取引所（以下このdにおいて「他市場」という。）の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。）

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、合併がその効力を生ずる日の4日前の日までとする。

(b) 第2条第1項第15号(同条第2項若しくは第2条の2第1項第5号又は第2項第3号による場合を含む。)のうち1(13)bの規定に該当することとなった銘柄(上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合において、当該他の会社が他市場上場会社である場合又は他市場の規定に基づき速やかに当該他市場に上場される見込みのある場合に限る。)

当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から、原則として、株式交換又は株式移転がその効力を生ずる日の4日前の日までとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

発行日取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</p> <p>(有価証券)</p> <p>第16条 この約諾書において、有価証券とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、証券取引に関し貴社の占有している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</p> <p>(新設)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p> <p>（期限の利益の喪失）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する信用取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を</p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、金融商品取引法その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p> <p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、<u>登録</u>取消し、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p> <p>（期限の利益の喪失）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 次の各号の事項のいずれかが生じた場合には、貴社の請求によって貴社に対する信用取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済すること。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行う</p>

行うこと。

(1) (略)

(2) その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

(差引計算)

第11条 (略)

2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3 (略)

(通知金融商品取引業者に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1) 貴社が法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

2 (略)

(認定等に伴う措置に係る請求)

第15条 前2条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

(通知の効力)

第22条 私が貴社に届け出た住所又は事務所にあて、貴社によりなされた信用取引に関する諸通知が、転居、

こと。

(1) (略)

(2) その他証券取引に関し、貴社が占有している私の有価証券及びその他の動産

(差引計算)

第11条 (略)

2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。

3 (略)

(通知金融商品取引業者に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなること。

(1) 貴社が金融商品取引法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

2 (略)

(認定等に伴う措置に係る請求)

第15条 貴社が通知金融商品取引業者又は認定金融商品取引業者に該当した場合において、前条に定める取扱いその他当該取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより、私が損害を被ったときであっても、当該取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。

(通知の効力)

第22条 私が貴社に届け出た住所又は事務所にあて、貴社によりなされた信用取引に関する諸通知が、転居、

不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとすること。

(有価証券)

第26条 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

不在その他私の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべき時に到着したものとすること。

(新設)

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則
の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(終値取引に係る売買の取消し)</p> <p>第3条 終値特例第11条の2第1項の規定により行う終値取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券(内国法人の発行する株券をいう。以下同じ。)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)</p> <p>第4条の2 終値特例第12条第5号に掲げる場合の終値取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。</p> <p>(1) 内国株券 上場株式数の10%に相当する数量</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(終値取引に係る売買の取消し)</p> <p>第3条 終値特例第11条の2第1項の規定により行う終値取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、終値特例第12条第5号の規定により終値取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</p> <p>a 内国株券</p> <p>b (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)</p> <p>第4条の2 終値特例第12条第5号に掲げる場合の終値取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。</p> <p>(1) 内国株券 上場株式数(受益証券の場合は上場受益権口数をいう。)の10%に相当する数量</p> <p>(2) (略)</p>

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引(当取引所、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。)における直前の約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段とする。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(単一銘柄取引の値段)</p> <p>第4条 相対交渉市場特例第14条第1項及び第2項に規定する当取引所が定める値段は、普通取引(当取引所、東京証券取引所又は大阪証券取引所における売買立会による売買の普通取引をいう。以下同じ。)における直前の約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段並びに東京証券取引所又は大阪証券取引所が定めるところにより気配表示が行われている場合の当該気配値段を含む。以下第5条を除き同じ。)から当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該約定値段に100分の7を乗じて算出した額を当該約定値段に加えて得た値段までの範囲内の値段とする。この場合において、当該銘柄の値段は、株券については1株につき1円の1万分の1、転換社債型新株予約権付社債券については額面100円につき1銭の100分の1の整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の金融商品取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、株</p>	<p>(単一銘柄取引及びバスケット取引の交渉等の制限)</p> <p>第5条 相対交渉市場特例第14条第3項及び第16条第3項に規定する当取引所が定めるときは、当取引所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する株券で新たに上場された銘柄(当取引所がその都度指定する銘柄を除く。)以外の銘柄並びに転換社債型新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄のうち、上場日の直前に国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄(上場会社が、他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されていた非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社が発行した転換社債型新株予約権付社債券が当該合併により当取引所又は国内の他の金融商品取引所において上場廃止された後、存続会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券として新たに上場された銘柄を含む。)以外の銘柄について、当取引所、東</p>

式会社東京証券取引所又は株式会社大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。

(相対交渉取引に係る売買の取消し)

第 6 条の 2 相対交渉特例第 18 条の 2 第 1 項の規定により行う相対交渉取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a 又は b に定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第 28 条第 5 号の規定により売買が停止された時、相対交渉特例第 19 条第 5 号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第 78 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として 60 分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券 (内国法人の発行する株券をいう。以下同じ。)

b (略)

(2) (略)

2 (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第 7 条の 2 相対交渉特例第 19 条第 5 号に掲げる場合の相対交渉取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券

上場株式数の 10% に相当する数量

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

京証券取引所又は大阪証券取引所において上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。

(相対交渉取引に係る売買の取消し)

第 6 条の 2 相対交渉特例第 18 条の 2 第 1 項の規定により行う相対交渉取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a 又は b に定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第 28 条第 5 号の規定により売買が停止された時、相対交渉特例第 19 条第 5 号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第 78 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として 60 分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券

b (略)

(2) (略)

2 (略)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第 7 条の 2 相対交渉特例第 19 条第 5 号に掲げる場合の相対交渉取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券

上場株式数 (受益証券の場合は上場受益権口数をいう。) の 10% に相当する数量

(2) (略)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 第2号dに規定する<u>指定振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(5) 株券上場審査基準の取扱い2(11)の規定は、第2号eの場合に準用する。</p> <p>3 第5条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い13aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱</p>	<p>1 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第1項第5号に規定する「当該株券の見本」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 第2号dに規定する「<u>当取引所の定めるところに従って作成されているもの</u>」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。</p> <p>a <u>株券上場審査基準の取扱い2(10)(株券の様式)に定める要件を具備していること。</u></p> <p>b <u>株式の内容について当取引所が必要と認める事項が記載されていること。</u></p> <p>c <u>他の種類の株券と容易に識別できること。</u></p> <p>(5) 第2号eに規定する<u>指定保管振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(6) 株券上場審査基準の取扱い2(11)の規定は、第2号fの場合に準用する。</p> <p>3 第5条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い14aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱</p>

い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株が指定振替機関が振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内において上場株式数の80%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)

e ~ i (略)

(2) ~ (5) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d 「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株が指定保管振替機関が保管振替業において取り扱う株券である場合であって、事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内において上場株式数の80%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)

e ~ i (略)

(2) ~ (5) (略)

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 上場申請の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>第2条第1項第2号に規定する「その他当取引所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>(1) 発行事務委託契約書</p> <p>(2) 期中事務委託契約書</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>1 上場申請の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「転換社債型新株予約権付社債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1) 第2条第1項第2号に規定する「その他当取引所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a 発行事務委託契約書</p> <p>b 期中事務委託契約書</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本」には、<u>当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、<u>第2条第1項第3号に規定する「当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</u></p>
<p>2 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>（削る）</p> <p>(2) 第3条第1項第2号cに規定する<u>指定振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>	<p>2 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する<u>転換社債型新株予約権付社債の本券は、額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>(3) 第3条第1項第2号dに規定する<u>指定保管振替機関</u>として当取引所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>
<p>3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおり</p>	<p>3 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおり</p>

とする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前(休業日を除外する。)の日とする。

(削る)

(削る)

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前(休業日を除外する。)の日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(削る)

とする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。

(a) 最終償還期日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と新株予約権の行使期間満了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄

新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日)

(b) 前(a)以外の銘柄

最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日(当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前の日)

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 繰上げ償還の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と新株予約権の行使期間終了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄

(削る)

e ~ g (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日(新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日)

(b) 前(a)以外の銘柄

繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日(当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日)

e ~ g (略)

有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則
- (2) 有価証券等取扱場所出入者規則
- (3) 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて
- (4) 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱い

付 則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。